

# 75歳

以上の方へ  
お知らせ※

# 後期高齢者 医療保険料が変わります

※65歳から74歳の一定の障がいがある方で、申請により愛媛県後期高齢者医療広域連合の認定を受けた方を含む

## 保険料が変わります

後期高齢者医療制度では、医療給付費に見合う保険料収入を確保し、健全な運営を維持するため、2年に1度保険料率を見直しています。

愛媛県後期高齢者医療広域連合では、剰余金を全額活用することで、被保険者の増加などに伴う医療給付費の増加や、新たな支援金制度の導入などに伴う被保険者の方への影響をできるだけ少なくするよう配慮し、令和6・7年度の保険料率を改定しました。

<b>保険料(年額)</b> 【限度額】 令和6年度… 73万円※1 令和7年度… 80万円	=	<b>均等割額</b> 51,930円	+	<b>所得割額</b> 被保険者の総所得金額等 から43万円(基礎控除額) を差し引いた金額 ×10.16%※2
---	---	------------------------	---	--

※1…令和6年度に新たに75歳に到達する方は、限度額が80万円

※2…旧ただし書き所得58万円以下の方は、令和6年度に限り所得割率9.42%

## 年金収入ごとの保険料(単身世帯の場合)

年金収入	令和5年度			令和6・7年度		
	均等割額	+	所得割額 = 年間保険料	均等割額	+	所得割額 = 年間保険料
153万円 (軽減割合)	14,742円 (7割軽減)	+	0円 = 14,740円	R 6年度… 15,579円 (7割軽減)	+	0円 = 15,570円
180万円 (軽減割合)	24,570円 (5割軽減)	+	24,543円 = 49,110円	R 6年度… 25,965円 (5割軽減)	+	25,434円 = 51,390円
200万円 (軽減割合)	39,312円 (2割軽減)	+	42,723円 = 82,030円	R 6年度… 41,544円 (2割軽減)	+	44,274円 = 85,810円
				R 7年度… 41,544円 (2割軽減)	+	47,752円 = 89,290円

※年間保険料額は10円未満切り捨て

## 均等割額軽減の判定所得が変わります

対象者の所得要件 (世帯主および世帯の被保険者全員の軽減判定所得の合計額)	軽減割合
43万円+10万円×(★-1)以下	7割
43万円+29.5万円×(世帯の被保険者数)+10万円×(★-1)以下	5割
43万円+54.5万円×(世帯の被保険者数)+10万円×(★-1)以下	2割

★…給与・年金所得者の数 「給与・年金所得者の数」とは以下のいずれかの条件を満たす者

①給与収入(専従者給与収入を除く)が55万円を超える ②65歳未満かつ公的年金等収入が60万円を超える

③65歳以上かつ公的年金等収入が125万円を超える

## 社会全体で制度を支えています

後期高齢者医療制度は、医療機関などでの自己負担分を除き、国・県・市町の負担金(約5割)、現役世代からの支援金(約4割)、被保険者の皆さまからの保険料(約1割)を財源としています。

## 保険料決定とお知らせの時期

7月中旬に被保険者の皆さんへお知らせ予定です。

問: 愛媛県後期高齢者医療広域連合 TEL089-911-7734

問: 市庁舎新館1階 国保医療課 TEL0897-52-1212